

○と き 平成 28 年 11 月 7 日 (月)  
午前 10 時から午前 11 時 40 分まで

○ところ 大阪府新別館南館 5 階マッセ大阪 第 4 研修室

○質疑要旨

【議題 (1) 大阪府国民健康保険運営協議会の設置について】

(市町)

委員の任期は平成 30 年 3 月 31 日までと明記されているが、次回条例改正する予定でこの書き方になっているのか。

(事務局)

運営協議会については、平成 30 年 4 月 1 日までに設置する必要がある、先行して条例を制定している状況である。来年の 9 月議会で改めて平成 30 年度以降の条例案を上程する際に、この条例を改正するのか、あるいは、この条例を取り込むような形で新たに制定するのかどうかは引き続き検討が必要。いずれにしても、改正することを前提としている。

(市町)

大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の座長・副座長市が事務局の立場で審議に参画することは必然であろうと考えている。ただし、本会議が市長会と町村長会の了解のもとに設立され、運営協議会での発言は市町村の代表としての発言にもなることから、市長会と町村長会にも了解を得ておく必要があるのではないかと。

(大阪府)

本日の会議の結果と 11 月 14 日の国保主管課長会議の内容は市長会・町村長会両会長に報告しようと考えており、その際に了解をいただこうと考えている。

(市町)

それではまとめさせていただく。

運営協議会について、

①事務局については、大阪府が中心となって対応する。

②事務局案のとおり、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議の座長・副座長市が事務局の立場で審議に参画する。

③市町村の審議への参画方法について、市長会と町村長会に了解を得ていただく。

ということよろしいか。

(委員全員)

<異議なし>

【議題（２）大阪府国民健康保険運営方針骨子（案）について】

（市町）

２ページの基本的な考え方の一つとして、大阪府における国民健康保険制度の運営にあたり、市町村間あるいは市町村と府との間で議論の場を確保して、各市町村の意見を十分に集約するということを盛り込んでいただきたい。また、その具体的な意見の集約方法についても明記していただきたい。

これは提案になるが、第１回運営協議会にはこの骨子（案）について各市町村に意見聴取を行い、その意見を踏まえた上で臨んでいただきたいと思う。

これから保険料率や減免、保険者インセンティブといった、非常に大事な議論に入るため、今まで以上に議論を充実させていかなければならないと考えている。一旦、どのような場でどのような議論を行ってきたのかを整理し「見える化」していただきたい。今後の議論の内容については、首長に丁寧な報告をしていく必要がある。

（市町）

これまでの議論の内容が記載されており、現時点で骨子（案）について修正点はない。これから非常に短い期間で詳細についての検討を行っていく必要があるが、各市町村の意見を十分に聞く機会を設けていただければと思う。今後もこの基本的な考え方に基づいて、積極的に議論に参画していきたい。

（市町）

保険給付の関係で大阪府において府内市町村間の資格異動が把握できるといった表現があったが、今後、保険料の徴収部門でも活用できるのではないかと思う。

また、他の都道府県の情報収集も行い、どこかで報告していただきたい。

（市町）

広域化後の赤字の発生について危惧している。標準収納率、目標収納率をどのように設定するのかについては、今後の議論に期待するところである。

また、広報については、府が保険者となることから、府が主体となって統一的に行えるような仕組みを作っていただければと思う。

（市町）

財政安定化基金の活用について、収納不足が発生した際には、市町村は財政安定化基金から借入れを行うのか。

（事務局）

収納不足が発生した際には、大阪府に設置する財政安定化基金から借入れていただき、当該借入金については、翌年度以降の保険料率上乘せにより償還していただくことが基本的な考え方である。収納不足となった要因が、例えば大規模災害のような特別な事情だった場合については、収納不足分の２分の１までは交付という形で取り扱うことができるが、交付をすると基金の残高が減るため、翌年度以降に再造成する必要がある。再造成のための財源は、国３分の１、府３分の１、残りの３分の１を市町村の保険料で賄うことになるが、この保険料で賄う３分の１の部分について、交付を受けた市町村のみで賄うのか、府内４３市町村で賄うのかは今後検討したいと考えている。

(市町)

それは地方債という位置づけになるのか。地方財政法上、そういった借入を市町村が行えるのか。

(事務局)

現在の介護保険制度や後期高齢者医療制度において、同様の財政安定化基金からの借入は制度化されているため、法律上の整理はなされているものと認識している。

(市町)

市町村が保有する基金の取扱いについて、使途が限られた形となっている。こういったところに基金が活用できるのか議論していただきたい。

また、収納対策にかかるインセンティブについて、結果としての収納率だけを評価するのではなく、どのような努力をしたのか取組みの部分も評価するような仕組みにしていきたい。

(市町)

これから各論の議論に入ってくると、必ず各市町村の意向がたくさん出てくると思うので、丁寧な議論をお願いしたい。

また、目標収納率の設定について、どのような努力をしたのかという部分と、元々収納率の高い団体が1%上げるのと低い団体が1%上げるのとでは1%の重みも異なるため、そのあたりについてはインセンティブの中で十分に反映していただけるようお願いしたい。

(市町)

3ページの今後の将来見通しについて、近年の医療費の伸びを考えると、将来をしっかりと見据えて計画を立てなければならないと思う。

医療費適正化の部分に関しては、被用者保険の適用対象者の範囲が拡大したことに伴い、過去に遡って被用者保険に加入したり、逆に扶養から外されたりというような話を最近よく窓口で聞いているため、被用者保険との連携を深めていくことが非常に重要だと考えている。

(市町)

応益割と応能割の割合について、大阪府においては所得水準が全国平均より低いため、応益割の方に重点がかかってくることとなる。この部分については、今後、試算結果を示す際に丁寧な説明をしていただきたい。

(大阪府)

市町村に意見聴取を行うことは非常に大事だと思う。

市町村への意見聴取について、法定では1回限りとなっているが、運営方針を諮る前の1回限りでなく、この時期に市町村の意見聴取することはよいことだと考えている。市長会・町村長会両会長へも報告しつつ、実施していきたいと考えている。

国保広域化については、調整会議やワーキング・グループだけではなく、ブロック会議でも議論させていただいているので、これまでの経過等検討の実績についても分かるような形にしたい。

(市町)

委員の意見の中でも出たが、広報を大阪府が主体となっていくことについてはどうか。

(事務局)

来年度に向けて、広報・啓発のための費用として、大阪府に設置している広域化等支援基金の運用益を活用した予算措置を検討している。府内共通の様式などについても、今後検討していきたい。

また、国においても広報の必要性は認識しており、制度が変わることについての広報は全国的な規模感で実施していくと聞いている。市町村には、被保険者に対して制度が変わったことを直接伝える一番重要な役割を担っていただくことになるので、その経費について交付税措置するなどの検討がなされているようである。

### 【議題（3）事業費納付金・標準保険料率の試算について】

(市町)

今回の試算で平成30年度から新たに財政措置される1,700億円を加えないのはなぜか。

(事務局)

国からは1,700億円を含まない前提で試算をするよう指示を受けている。

ただし、どの程度大阪府に入ってくるのかを想定し、シミュレーションを行うことは可能であるので、計算自体は行っていきたいと考えている。

(市町)

これは平成29年度の保険給付費の水準でシミュレーションを行っているのか。

つまり、平成30年度の伸び等は考慮していないのか。

(事務局)

医療費等については、伸びも含めて今後の推計をもとに平成29年度の保険料率としての試算を行うこととなる。